―　特産品開発（食品部門） 募集要項（使用基準）　―

「プティアクーユ龍ケ崎」のブランド化を図り、地域産業として将来にわたり維持発展させるため、「プティアクーユ龍ケ崎」意匠・商標の使用に関する協定書第１条による使用基準について、次のとおり定める。

１　基本的な使用基準

「プティアクーユ龍ケ崎」意匠・商標の使用は、次の各号のいずれも満たすものとする。

1)　提供する商品及びサービスは「ちょっとだけ贅沢、ちょっとだけわくわく」を提供すること。

2)　食品は、必ず龍ケ崎市で栽培された農産物を使用すること。

3)　食品は、別紙「プティアクーユ龍ケ崎 商品カルテ」を作成し提出すること。

4)　必要最小限の食品添加物しか使用しないこと。

２　商品開発等のルール

1） 包材及びパッケージについては、ブランドイメージ統一及び価値向上を図るため、龍ケ崎市観光物産協会ブランド推進部会（以下「ブランド推進部会」という。）が定めたものを使用すること。

2） 商品名について、ネーミングは可能な限り、事業者名、こだわり技術、商品特徴を盛り込み、お客様が「シズル」を感じるネーミングにすること。

3)　「まいりゅう」等など他のブランド意匠・商標と併用することはできない。ただし協会メンバーが協議を行い、会長が特別に許可した場合は、その限りではない。

３　表示義務等の徹底

1)　食品表示法、計量法、及び景品表示法に基づき、以下の遵守事項に従った表示を行うこと。

(ア) 一括表示による「名称」、「原材料名(原産地名)」、「内容量」、「賞味期限(品質保持期限)」、「保存方法」、「製造者の住所及び氏名」の表示

(イ) 栄養成分表示をすること（熱量（エネルギー），たんぱく質，脂質，炭水化物，食塩相当量(ナトリウム)）。

(ウ) 優良誤認表示及び有利誤認表示等の不当表示を行わない。

４　衛生管理及び品質保持等の徹底

1. 衛生管理においては、別紙「衛生管理チェックシート」に沿って行うこと。
2. 「衛生管理チェックシート」は、指定された日時に年一回提出すること。

3)　流通及び販売段階における品質管理に関する指示を徹底すること。

５　自主検査の実施

1) 加工生産段階における衛生管理と加工生産に用いる施設及び設備の衛生・安全点検を徹底すること。

2）衛生管理については、「衛生管理チェックシート」に基づき自主的向上に努めること。

3）プティアクーユ龍ケ崎が開催する「衛生管理」の勉強会に出席すること。

4) 出荷段階における品質、包装、表示等の検品を徹底すること。

5) 栄養成分及び一般生菌検査の実施すること。

６　その他

1) お客様に愛され信頼されるプティアクーユ龍ケ崎の提供に最大限努めること。

2) お客様からの問い合わせ及びクレーム等については、迅速かつ誠意ある対応に努めること。

3) 「プティアクーユ龍ケ崎」意匠・商標が付与されているものは、ブランド推進部会の許可なく卸売及び通信販売することはできない。

4)「プティアクーユ龍ケ崎」の意匠・商標が付与されるイベントは、ブランド推進部会が実施するものに限る。

5)「プティアクーユ龍ケ崎」意匠・商標の使用は、ブランド推進部会で承認されたものに限る。

6）認証された商品は、ブランド推進部会が認めた販売所（観光物産センター、ゆったり館、たつのこ産直市場など）他、ふるさと納税の返礼品等として取り扱う。